

裁 決 書



審査請求人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年3月7日付けで提起された、処分庁が[Redacted]付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、更新料として一旦支給された[Redacted]の返還を求める本件処分の取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人は本件処分は違法、不当であると主張しており、その理由の要旨は次のとおりと解される。

本件処分に係る保護決定通知書には、保護を変更した理由として以下のとおり記載されている。

[Redacted]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

この記載内容では、どのような事実に基づいて、どのような法的理由により当該処分が行われたかが認識できない。

請求人が居住している物件は、「無届施設」「第二種社会福祉施設」のどちらにも属さない貸室転貸借契約物件である。

「第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン」を準用しているのであれば、それを請求人に開示すべきである。

第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由の要旨は、次のとおりと解される。

処分庁は、請求人の居宅を、社会福祉法第2条第3項第8号の規定に基づく「第二種社会福祉事業施設」に準ずる居所と捉えている。

その理由は、貸主であるNPO法人の職員から [REDACTED] 旨の報告があったこと、及び、一般の一軒家を借り上げ、入居前に安定した居所を有していない者を入居させていることである。

埼玉県が定めた「第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン」には、施設は「更新料等の負担は求めないこと」との表記がある。そのため、[REDACTED] では、第二種社会福祉事業施設の入居者に対し、更新料の支給は行わない方針としており、請求人が入居している居宅も、同様の取扱いを行っている。

したがって、本件処分は妥当である。

第3 請求人の反論

処分庁の弁明書に対し、請求人から反論書が提出された。その趣旨は、要約すると次のとおり解される。

請求人は、一般的な賃貸住宅に入居していると思っていた。

「第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン」を準用する無届施設とはどういうものなのか説明してほしい。

貸主であるNPO法人に確認したところ、請求人の住居が「第二種社会福祉事業施設に準ずる施設」に該当するとされていることは、今回初めて知ったとのことで

あった。

また、今回の支給が誤りであったのであれば、本件処分の保護決定（変更）通知書にその旨が記載されるべきである。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、[REDACTED]から生活保護を受給していること。
- 2 [REDACTED] 請求人は処分庁に保護変更申請書を提出し、居住する住居に係る契約更新料の支給を申請したこと。
- 3 これに対し処分庁は、請求人に契約更新料として [REDACTED] を支給する決定を行い、 [REDACTED] に支給したこと。
- 4 その後処分庁は、契約更新料として請求人に支給した [REDACTED] の返還を求める決定を行い、 [REDACTED] 付け保護決定（変更）通知書で、請求人にその旨を通知したこと。この保護決定（変更）通知書には、保護を変更した理由として次のとおり記載されていること。

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- 5 請求人から [REDACTED] 付けで本件審査請求が提起されたこと。
 - 6 処分庁から [REDACTED] 付けで弁明書が提出されたこと。
 - 7 請求人から [REDACTED] 付けで反論書が提出されたこと。

第5 当庁の判断

- 1 生活保護法（以下「法」という。）第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その

者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、基準及び程度の原則を規定している。

- 2 都道府県及び市が処理する生活保護の決定及び実施に関する事務は、法第84条の4により、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされている。この第1号法定受託事務は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づいて各大臣が定めた処理基準に従い処理することとされている。
- 3 法第8条第1項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めるとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）（以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。）により、保護の実施要領を定めている。この次官通知及び局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準とされている。
- 4 更新料の支給については、局長通知第7-4-(1)ークにおいて、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、別の項目で定められている額の範囲内において、必要な額を認定して差し支えないとされている。
- 5 埼玉県福祉部社会福祉課は、「第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定めている。これは、社会福祉法に基づく無料または低額な料金で利用させることを目的とした宿泊所等の開設希望者及び開設者に向けて、届出の事務処理の方法及び運営について定めたものである。ガイドラインには、入居費用等について「敷金、礼金、更新料等による負担は求めないこと」と記載されている。
- 6 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

上記第2の弁明書及び第4-4の保護決定(変更)通知書の記載内容から、処分庁が本件処分を行った理由は、次のとおりと解される。

請求人の住居は、実質的に無料低額宿泊所と同様の施設であると認められる。埼玉県が定めたガイドラインでは、無料低額宿泊所は入居者に更新料を求めないこととされている。[REDACTED]ではこのガイドラインを準用しており、無料低額宿泊所の入居者には更新料を支給しない方針としている。さらに実質的に無料低額宿泊所と同様の施設の入居者にも、更新料は支給しない

取扱いとしている。そのため、請求人に更新料を支給したのは誤りであったため、返還を求めたものである。

ところで、埼玉県ガイドラインは、上記第5-5のとおり、無料低額宿泊所の開設者及び開設希望者に対する行政指導の指針であり、個々の施設利用者に対する生活保護の決定処分の根拠とはなり得ないものである。

上記第5-2のとおり、生活保護の決定及び実施に関する事務は、地方自治法に規定する第1号法定受託事務とされている。そのため処分庁は、上記第5-3のとおり、厚生労働大臣が処理基準として定めた保護の実施要領に基づいて事務処理を行う責務があると認められる。しかしながら、処分庁は、保護の実施要領に基づかず、無料低額宿泊所を指導するための埼玉県ガイドラインを準用するという ████████ 独自の方針に基づいて本件処分を行っている。処分庁には裁量権の逸脱があったと認められ、本件処分は取り消されるべきである。

第6 結論

以上検討したとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年6月4日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司

